

# 臨時 登所・登園届 (保護者記入)

R4.12 改訂

保育所(園)長宛

児童氏名

- ・この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみ適用とします
- ・登所(園)の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

| 該当疾患<br>に○ | 疾患名             | 登所・登園の基準<br>※以下の基準に基づき、園と保護者で判断する                      |
|------------|-----------------|--|
|            | A群溶連菌感染症        | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること      |
|            | RSウイルス感染症       | 症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること   |
|            | 突発性発疹           | 解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること             |
|            | 伝染性紅斑<br>(りんご病) | 食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること                          |
|            | ヘルパンギーナ         | 解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
|            | 手足口病            | 解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
|            | 伝染性膿痂疹<br>(とびひ) | 患部を覆えば登園可<br>覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可                    |
|            | インフルエンザ         | 発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで                          |

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診) において上記疾患と診断されました。

登園の基準を満たしたので、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名 \_\_\_\_\_

(作成：千葉市医師会)